

平成30年度 介護福祉士修学資金等貸付事業
介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 募集要項
(生活保護世帯の高校生等向け)

制度の概要

この制度は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校若しくは都道府県知事の指定した養成施設(以下「介護福祉士養成施設」という。)又は、法第7条第2号若しくは第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「社会福祉士養成施設」という。)に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、岡山県内における質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的としています。

1 貸付対象者：以下の要件をいずれも満たす方

- (1) 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する方(予定も含む)
- (2) ①から③のいずれかの要件を満たす方
 - ①岡山県内に住民登録している方
 - ②岡山県内の介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する方
 - ③介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に学生となる前年度に岡山県内に住民登録していた方で、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設での修学のために転居した方
- (3) 学業成績等が優秀であると認められる方、又は、卒業後、中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士資格又は社会福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方
- (4) 家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方

※就学に関し、他団体等が実施する介護福祉士修学資金等貸付、日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の国の教育ローン、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、離職者訓練制度、教育訓練給付制度、その他の国庫補助事業、奨学金等を利用する方は対象外です。

2 生活費加算の貸付対象者：以下の要件のいずれかに該当する方

- (1) 借入申込日に生活保護受給世帯の世帯員であって、貸付決定に伴い生活保護受給世帯から世帯分離される方
- (2) 借入申込日の属する年度又は前年度において、世帯員の全員が、次のいずれかの措置を受けている方
 - ①地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ②地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ③国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条又は第90条に基づく国民年金の掛け金の減免
 - ④国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免又は徴収

の猶予

3 貸付額：下記の金額を上限として貸付けします。

- (1) 修学資金（学費） 月額 50,000円
- (2) 入学準備金 200,000円（初回送金時に貸付）
- (3) 就職準備金 200,000円（最終回送金時に貸付）
- (4) 国家試験受験対策費用 年度当たり 40,000円 ※介護福祉士修学資金のみ
- (5) 生活費加算 次表の金額 ※生活費加算の貸付対象要件を満たす方のみ

申込者の借入申込時の居住地	生活費加算額（月額）
岡山市・倉敷市	40,190円以内
玉野市	36,400円以内
津山市・笠岡市・井原市・総社市・高梁市・新見市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・浅口市・早島町・里庄町・矢掛町	34,510円以内
その他の市町村	32,610円以内

4 貸付利子：無利子

※ただし、返還期限日までに返還しなかった場合、返還残額に対して、年5%の延滞利子を徴収します。

5 貸付期間：介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する期間

6 連帯保証人：2人必要

※連帯保証人は、それぞれ独立した生計を営む保証能力の確実な成年者としてください。
※借入申込者が未成年者の場合、連帯保証人のうち1人は法定代理人（親権者、未成年後見人等）、もう1人は法定代理人とは別の独立した生計を営む保証能力の確実な成年者としてください。

7 貸付金の返還免除

次のいずれかに該当する場合には、申請により貸付金の返還債務が免除されます。

- (1) 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、岡山県内（県外の一定の国立施設等を含む。）において返還免除対象業務（※）に従事し、かつ、5年（在職期間通算1,825日以上かつ業務従事期間900日以上）の間、引き続きそれらの業務に従事したとき。

なお、過疎地域での従事又は、中高年離職者（入学時に45歳以上で離職後2年以内の者）の場合は、返還免除のために必要な業務従事期間が3年（在職期間通算1,095日以上かつ業務従事期間540日以上）に短縮されます。

- (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

※返還免除対象業務の詳細については、岡山県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

8 返 還

次の事由が生じた場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内に、月賦又は半年賦による均等払方式等で返還していただきます。

- (1) 貸付契約が解除された（退学したとき等）とき。
- (2) 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は岡山県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※修学資金の貸付けを受けた期間以上に岡山県内において返還免除対象業務に従事した場合は、返還債務の一部が免除される場合があります。

申込方法等

この募集要項の内容により申込を行うことができるのは、生活保護世帯の世帯員であって、平成30年度に介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する予定の方です。

1 申込時の必要書類

- 岡山県介護福祉士修学資金等借入申込書（様式第1号-1）
※連帯保証人の欄については、各連帯保証人が署名・捺印してください。
- 世帯の状況表（別紙1）
- 借入申込者世帯全員の住民票の写し
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
- 連帯保証人の住民票の写し
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
※借入申込者世帯の世帯員及び連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
- 連帯保証人の所得・課税証明書（最新のもの）
- 個人情報の取扱いについての同意書
※借入申込者及び連帯保証人それぞれが署名・捺印してください。
- 福祉事務所が発行する生活保護受給証明書
- 高校発行の調査書又は内申書
※借入申込者が高校在学中の方以外の場合は、養成施設における修学、資格取得及び中核的な介護職等として就労等の意欲について記入した自己推薦書（400字程度。原稿用紙に記入。）を代わりに提出してください。
- 離職したこと及び離職日を証明する書類 ※中高年離職者に該当する場合

2 申込方法

岡山県社会福祉協議会ホームページ等から申請に必要な様式を入手して記入し、必要書類を揃えて下記申込先へ郵送してください。

※郵送の際は、配達記録の残る方法による送付をお勧めします。不着等の事故が生じた場合には本会では責任を負いませんので、十分にご注意ください。

3 申込締切日：平成30年2月28日（水） 当日消印有効

4 貸付内定又は不承認の通知

提出書類に基づいて審査を行い、貸付内定通知又は不承認通知を送付します。

※審査内容及び不承認決定の理由に関するお問い合わせにはお答えできませんので予めご了承ください。

5 貸付決定

介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に入学後、生活保護世帯から世帯分離されていることの証明書及び在学証明書の提出により貸付決定を行います。貸付決定者には、次の書類を提出していただきます。指定した期日までに本会へ提出がなければ、借入れを辞退したものとみなします。

- 岡山県介護福祉士修学資金等借用証書

※借受人が未成年の場合、法定代理人（親権者等）の同意が必要です。

※借受人、連帯保証人、法定代理人がそれぞれ署名・捺印してください。

- 借受人、連帯保証人及び法定代理人の印鑑登録証明書

※市町村から3か月以内に交付されたものに限りです。連帯保証人及び法定代理人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。

※未成年の借受人等については、まだ印鑑登録を行っていないことが想定されます。貸付決定した場合に、速やかに手続きが進められるよう準備をお願いいたします。

- 口座振込申出書（本人名義の口座に限りです。）

6 その他

生活保護を受給している方が本制度を利用する場合には、世帯分離等の生活保護関係の手続きが必要になりますので、必ず福祉事務所等生活保護担当者（ケースワーカー）に相談したうえで申し込みをしてください。

申込・問い合わせ先

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活福祉資金班

TEL 086-226-3544（直通）